

# 信州 ESD コンソーシアム規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体は、信州 ESD コンソーシアム（以下「本団体」という。）と称する。

### (事務局)

第2条 本団体の事務局は、信州大学教育学部内に置くものとする。

### (目的)

第3条 本団体は、様々な ESD 関係者が協力して長野県を中心とした ESD を推進することを目的とする。

### (活動)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ユネスコスクールをはじめとする教育機関での ESD の推進と国内外の ESD 推進校との交流促進
- (2) 公民館、図書館をはじめとする社会教育施設、青少年教育施設を通じた社会教育における ESD の推進
- (3) ウェブサイトや成果報告会等を通じた ESD 関連情報の共有
- (4) ESD に関するマルチステークホルダーの対話の場の構築
- (5) 企業、NGO を含む様々なステークホルダー間の協働の機会創出
- (6) その他本団体の目的を達成するために有益と考えられる活動

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本団体の会員は、第3条の目的に賛同して入会する各種団体、教育関係機関及び任意団体（以下「団体等」という。）とする。

### (入会及び退会)

第6条 入会を希望する団体等は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。

- 2 団体等の入会は、会長が許可する。
- 3 退会を希望する会員は、所定の退会申込書を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(会費)

第7条 本団体の会費は、当面徴収しないものとする。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 運営委員 会長が必要と認める定数

(役員 of 責務)

第9条 役員は、役員会を構成し、本団体の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本団体を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、本団体の業務を執行する。

(役員 of 選任)

第10条 会長は、信州大学教育学部の長とする。

- 2 副会長は、会員である団体等の長の中から会長が選任する。
- 3 運営委員は、会長が指名し、総会において承認する。

(役員 of 任期)

第11条 役員 of 任期は、選任日 of 属する年度 of 翌年度に開催する通常総会 of 終結 of 時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は会長が後任を指名し、その任期は前任者 of 残任期間とする。

### 第4章 会議

(会議 of 種類)

第12条 本団体 of 会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 規約の決定及び変更
- (2) 事業計画の承認
- (3) 事業報告の承認
- (4) 役員承認
- (5) その他本団体の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに会員に通知し、あるいはウェブサイト上で公表しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した役員の中から会長がこれを指名する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

(運営委員会の権能)

第20条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画の立案と変更

- (2) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第21条 運営委員会は、会長又は委員長が必要と認めた場合に開催する。

## 第5章 ESDコーディネーター

(ESDコーディネーター)

第22条 本団体に、ESDコーディネーター若干名を置く。

- 2 ESDコーディネーターは、本団体の目的を達成するために、長野県を中心としたESDの推進を支援する。
- 3 ESDコーディネーターは、長野県を中心としたESD活動に習熟した識者の中から、会長が指名する。
- 4 ESDコーディネーターの任期は、選任日の属する年度の翌年度に開催する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 ESDコーディネーターに欠員が生じた場合は会長が後任を指名し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 雑則

(雑則)

第23条 この規約に定めるもののほか、本団体の運営に必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規約は、平成29年 2月18日から施行する。

この規約は、令和 5年 9月 2日から施行する。